

議案第十一号

公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例の改正に伴う意見の申出について  
右の議案を提出します。

令和八年二月四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例の改正に伴う意見の申出について  
別紙のとおり中央区長から意見を求められた公益法人等への中央区職員の派遣等に関する条例の改正に  
ついては、異議ありません。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十九条の規定に基  
づき、区長から意見を求められたので、この議案を提出します。



7 中総職第 1 3 7 9 号  
令和 8 年 2 月 2 日

中央区教育委員会 様

中 央 区 長  
山 本 泰 人



公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例の改正に伴う意見の聴取について

公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例の改正を令和 8 年第一回中央区議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴教育委員会の意見を聴取します。

#### 記

#### 1 改正を要する条例

公益的法人等への中央区職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年 3 月中央区条例第 3 号）

#### 2 内容

地方税共同機構は地方公共団体が共同して運営する組織として、e L T A X の開発及び運用等を行うとともに、地方公共団体に対して、地方税に関する事務の支援を行い、地方税に関する事務の合理化及び納税事務者等の利便の向上に寄与することを目的としている団体である。

当団体の業務は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、当団体の事業の円滑な実施を確保することで、公共の福祉の増進に資することから、特別区においては、平成 2 4 年 1 1 月の区長会総会での申し合わせにより、当団体（旧一般社団法人地方税電子化協議会）への職員派遣が決定され、平成 2 5 年度以降、各区の持ち回りにより実施されている。

令和 8 年度から本区職員を当団体に派遣するため、職員を派遣することができる公益的法人等に当団体を加えるものである。

#### 3 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日